

2019年1月15日

公益信託広島市まちづくり活動支援基金 2019年度助成団体の募集について

公益信託広島市まちづくり活動支援基金（受託者 株式会社広島銀行）では 2019 年度助成団体の募集を行いますので、お知らせいたします。

本基金は、公益財団法人広島市文化財団が、市民の自主的なまちづくり活動を支援し、市民、企業、行政の協働によるまちづくりを推進するための仕組みづくりを目的として、2003 年 3 月に設立したもので、今回で第 17 回目を迎えます。

なお、第 16 回（2018 年度）は、16 団体に総額 3,182 千円の助成を実施しております。

記

1. 募集概要

募 集 期 間	2019年2月1日（金）～2019年2月28日（木） ※最終日 17 時必着。消印有効ではありませんので、ご注意ください。	
対 象 先	団体構成員の過半数が広島市民、又は団体の所在地が広島市にあること、かつ特定非営利活動促進法別表に掲げる活動で広島市のまちづくりにつながる活動を行う団体（法人格の有無は問わず、任意の団体でも可）	
選 考 方 法	広島市まちづくり活動支援基金の運営委員会により、厳正に審査・選考いたします。	
助成分野・部門別の審査・選考及び助成金額	まちづくり活動助成分野	<p>① 団体育成助成部門 ……設立後 3 年未満（2019 年 4 月 1 日現在）の団体を対象に書類審査のうえ、1 件当たり 5 万円を限度に助成を行います。ただし、公開審査会に出席し、企画内容の発表をしていただくことが、助成決定の要件となります。（助成予定総額：50 万円程度）</p> <p>② まちづくり活動発展助成部門 ……まちづくり活動をより積極的に展開しようとしている団体を対象に、書類及び公開審査会での審査のうえ、1 件当たり 50 万円を限度に助成を行います。（助成予定総額：300 万円程度） ※応募件数に関わらず、書類審査により選考した団体の中から、公開審査会で選考します。</p>
助 成 金 交 付	2019 年 6 月中旬（予定）	
申 請 方 法	所定の申請書に必要事項をご記入の上、持参又は郵送にてお申込みください。	
申 請 書 提 出 先 (問い合わせ先)	〒730-0036 広島市中区袋町 6 番 36 号 公益財団法人広島市文化財団 ひと・まちネットワーク部管理課事業係 T E L (082) 541-5335	

2. 基金概要

基金名称	公益信託広島市まちづくり活動支援基金 (愛称:ひと・まち広島未来づくりファンドH ^m (ふむふむ))
設立日	2003年3月31日 (当初受託財産 102,662,226円)
信託目的	広島市民による自主的なまちづくりに関する活動に係る経費の助成を行うことなどにより、社会的な課題の解決と市民活動の能力の向上を図るとともに、市民・企業・行政の協働によるまちづくりを推進し、もって豊かで活力のある成熟した市民社会の実現を目指す
事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市内において市民等が行うまちづくりに関する活動に要する経費に係る助成金の交付 ・その他まちづくりに関する活動情報の提供等、信託目的を達成するために必要な事業
信託管理人 運営委員	光廣 昌史 (税理士) ※信託管理人 橋本 清勇 (広島国際大学看護学部 准教授) ※運営委員長 安彦 恵里香 (ハチドリ舎 店主) ※以下6名が運営委員 飯富 和雄 (広島市市民局 次長) 中司 登志美 (福山平成大学福祉健康学部福祉学科 教授) 平尾 順平 (特定非営利活動法人 ひろしまジン大学 代表理事) 平木 久恵 (有限会社グリーンブリーズ 代表取締役) 宮本 茂 (公益財団法人中国地域創造研究センター 副総合研究リーダー)
受託者	株式会社広島銀行 (代表取締役頭取 部谷 俊雄)
主務官庁	広島県環境県民局 県民活動課

以上

【過去の助成実績】

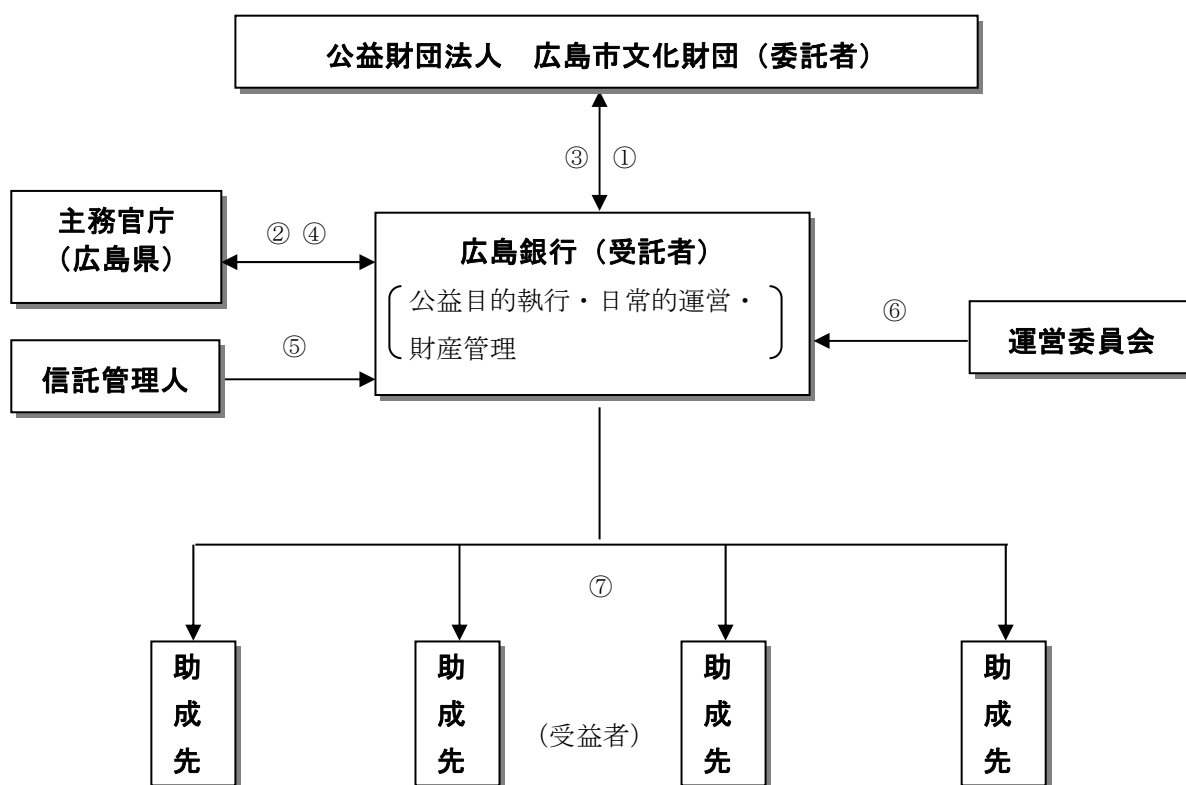
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
13団体 4,927千円	15団体 3,131千円	12団体 3,443千円	16団体 3,182千円

本件に関するお問い合わせ先
株式会社広島銀行 アセットマネジメント部
TEL(082)247-5151 (代表)

【公益信託とは】

公益信託とは、個人や法人（委託者）が、財産を一定の公益目的の為に信託し、受託者がその財産を管理・運用することにより公益目的を実現するよう任務を遂行するものです。

◎公益信託の仕組み



- ①委託者と広島銀行の間で、公益目的の選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について、あらかじめ綿密な打合わせを行います。
- ②広島銀行は、公益信託の引受けの許可を主務官庁に申請、主務官庁は審査のうえ、許可します。
- ③許可を受けた後、委託者と広島銀行との間で、「公益信託契約」を締結し設立となります。
- ④主務官庁は受託者を監督するほか、事務処理の検査実施や、必要な処分を命ずることができます。
- ⑤信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、重要な事項について承認を与えます。
- ⑥運営委員会は、助成先の選考など重要な事項について意見を述べ、勧告を行います。
- ⑦広島銀行は、運営委員会の意見に従い、助成先の募集・助成金の交付など基金の運営を行います。